

## 順天堂大学医師会海外留学時助成制度に関する内規

- 名 称 順天堂大学医師会海外留学時助成（Scholarship, Juntendo Medical Association）と称す。
- 目 的 海外留学に際し、現所属機関からの給与・報酬等の支給がなく、留学先の研究機関から奨学金等の援助がなく、自費留学を余儀なくされた前途有望な正会員を援助することを目的とする。
- 対 象 1年以上留学する者を対象とし、以下の条件を全て満たす者。  
(1) 学位（博士）取得者および取得予定者（申請時点で学位論文の掲載証明がある者）で医師会費を完納している正会員  
(2) 順天堂大学医師会正会員として3年以上経過している者  
(3) 海外の研究機関において研究を遂行する能力を有する正会員  
(4) 海外留学に際し現所属機関からの給与・報酬等の支給が無いこと  
(5) 申請時点で、留学先の研究機関からの援助がなく、自費留学であること
- 申 請 所定の期日までに以下の書類を添え提出すること。  
(1) 順天堂大学医師会海外留学時助成申請書（別紙様式）  
(2) 所属長の推薦状  
(3) 留学受け入れ機関の指導者からの推薦状  
(4) 履歴書（研究経歴も含む）  
(5) 業績目録及び原著論文別冊5編（主論文1～2編、副論文も含む）  
    \*1編につき10部添付（コピー可）  
    \*主論文にはその旨朱記のこと  
(6) 留学先での研究計画  
(7) チェックリスト兼誓約書（別紙様式）
- 選 考 (1) 医師会長により委嘱された委員よりなる選考委員会にて、公正な審議の後、候補者を2名まで推薦し、理事会において承認・決定する。  
(2) 選考は一次選考を書類審査、二次選考では候補者による研究業績、留学目的・計画などについてプレゼンテーション（発表15分、質疑応答15分を目安）を行う。
- 期 間 助成期間は1年とする。  
しかし留学先において有給になった場合は、助成を中止する。
- 助成金額 1人当たり200万円とする（年2回に分けて送付する）  
※何らかの事由により留学期間が短くなった場合、返金が発生する
- 補 則 本制度の変更は理事会の議を経て行う。  
本制度施行についての細則は別に定める。
- 附 則 (1) この内規は令和2（2020）年12月14日より施行する。  
(2) この内規は令和4（2022）年6月21日よりこれを改正施行する。  
(3) この内規は令和5（2023）年6月20日よりこれを改正施行する。